

国 道 利 第 1 3 号
平成28年9月30日

各地方整備局道路部長 殿
北海道開発局建設部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿
独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構総務部長 殿

国土交通省道路局路政課長

道路法の一部改正について

標記については、平成28年9月30日付け国道利第11号(以下「局長通達」という。)をもって道路局長から通達されたところであるが、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第44条の2に基づく違法放置等物件に関する取扱いについては、さらに下記の事項に留意し、遺憾のないようにされたい。これらの点については関係省庁と調整済である。

記

第1 違法放置等物件に対する措置について(法第44条の2関係)

1. 違法放置等物件の除去を行うことのできる者

道路管理者は、法第44条の2第1項の要件が満たされる場合、一定の違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。この場合、「命じた者」とは、道路管理者の職員であり、「委任を受けた者」とは、違法放置等物件の除去を請け負った企業等の第三者を指すものである。

2. 法第44条の2による措置をとる要件

(1) 「違法放置等物件」であること

法第44条の2は、道路管理上必要な範囲で、一定の場合に違法放置等物件の除去・保管等を道路管理者に認めるものである。本条による措置の対象は、法第43条第2号の規定に違反して、道路に落下した車両積載物、沿道や上空から道

路上に転落又は落下した物件で除去されていない物件その他の道路に放置された物件のほか、同号の規定に違反して、道路に設置された看板、ワイヤーやロープ等で固定した物件、一定の時間帯に限り設置されている物件等、占有者等の積極的な意思のもとに道路に設置された物件を含むものである。法第32条第1項に基づく道路管理者の許可を受けて道路を占有している場合に、当該占有の様相が許可により認められている占有の範囲を逸脱しているとき、又は当該許可に付された条件に違反しているときも対象となり得る。

なお、法第32条第1項に基づく許可を受けずに道路に設置された物件であっても、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると認められないものについては、ここでいう違法放置等物件には該当しない。

また、違法放置等物件が遺失物法（平成18年法律第73号）における「遺失物」に該当すると思料され、かつ、以下の一に該当するものである場合には、道路管理者は、同法第4条第1項の規定により、当該違法放置等物件が放置又は設置されていた場所を管轄する警察署の署長に提出すること。

イ 現金、有価証券

ロ その他の証券類

証拠証券、免責証券、金券等

（切手、印紙、クーポン券、宝くじ等）

ハ 運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの

ニ 預貯金通帳若しくは預貯金の引出用のカード又はクレジットカード

ホ 携帯電話用装置

ヘ 貴重品

貴金属、宝石、美術・工芸品等

ト 物件の種類又は状態からみて本人にとって個人的に重要と思われるもの

鞆、財布、鍵、時計、カメラ、眼鏡、仏壇・仏具等

チ 法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件

爆発物、銃砲、刀剣類、麻薬、火薬類、覚醒剤等の物件

リ 犯罪の犯人が占有していたと認められる物件

当該物件の状態、当該物件を拾得した状況等から客観的に判断して、犯罪の犯人が占有していた可能性が高いと認められる物件

上記に掲げる場合のほか、道路管理者が遺失物法上の「遺失物」に該当すると思料される違法放置等物件の性質等を勘案して適当と認める場合には、道路管理者は、同項の規定により、当該違法放置等物件が放置又は設置されていた場所を管轄する警察署の署長に提出すること。

(2) 「道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められる場合」であること

「道路の構造に損害を及ぼしている」とは、例えば、ガードレールに重量物がもたれかかっている場合等が考えられる。また、「交通に危険を及ぼしている」とは、車道上に運搬貨物や建設資材が放置されている場合等、当該道路の交通状況や違法放置等物件の形態からして、当該違法放置等物件をそのままにすれば、安全な交通が阻害される危険が大きいような場合である。

「それらのおそれがある」とは、現に道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼしているとまでは言えないが、違法放置等物件の態様、当該道路の交通量、自然環境等を総合的に勘案して、近い将来に道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす蓋然性が高い状態である。

「道路の構造に損害を及ぼすおそれがある」とは、例えば、固定部分の腐食が進んだ看板の落下により道路を損傷させる危険がある場合等が考えられる。また、「交通に危険を及ぼすおそれがある」とは、例えば、ガードレールに立てかけられているだけの看板の倒壊や強風によるのぼり旗の飛散により、歩行者や車両等に危険を及ぼす蓋然性が高い場合等が考えられる。

(3) 次のいずれかの場合に該当すること

イ 「違法放置等物件の占有者等に対し法第71条第1項の規定により必要な措置をとることを命じた場合において、当該措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき」であること

① 「違法放置等物件の占有者等」には、当該物件の所有者のほか、当該物件を運送していた運送業者等も含まれ得る。

② 「当該措置をとらないとき」には、違法放置等物件の占有者等が法第71条第1項に基づく措置命令に従って履行した措置が不十分であるため当該措置をとったとは実質的に認めがたい場合や、命じた期限までに当該措置の履行を完了する見込みがない場合が含まれる。措置命令に従って一旦は違法放置等物件を除去した場合であっても、再度、それらを時間的・場所的に近接して設置している場合等も含まれ得る。なお、「命じた期限までに当該措置の履行を完了する見込みがない」とは、例えば、命ぜられた者が除去作業を実施しているが、その作業状況等から期限までに完了する見込みがない場合等が考えられる。

③ 違法放置等物件の占有者等に対し必要な措置をとることを命じるに当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号に基づき、弁明の機会の付与が必要となるが、公益上、緊急に措置命令を行う必要があるとして、同条第2項第1号に基づき、当該物件の占有者等に対して弁

明の機会を付与しないこととする場合は、当該物件の状態を把握できる写真等、公益上の緊急性を疎明するために必要な記録を残しておくこと。

ロ 「違法放置等物件の占有者等が現場にいないために、法第71条第1項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないとき」であること

① 「違法放置等物件の占有者等」については、当該物件の所有者のほか、当該物件を運送していた運送業者等も含まれ得るものであり、上記イ①に同じである。

② 「現場にいない」とは、占有者等が違法放置等物件の放置又は設置されている場所に存在しない場合を指し、従来対象としていた占有者等の氏名及び住所を知ることができない場合に限らず、氏名又は住所を知ることができる場合において道路管理者が法第71条第1項に基づく措置命令を命じようとした際にその現場にいないときも含まれ得るものである。

③ 違法放置等物件の放置又は設置されている状況から判断して付近の関係者が放置又は設置している可能性が大きい場合には、除去の緊急性を考慮しつつ、必要に応じて放置又は設置されている場所付近の住民等からの聞き取りを行うこと等によりその確認に努めること。また、これらの方法以外の方法により違法放置等物件の占有者等を確認することを妨げるものではない。

3. 除去について

除去にあたっては、違法放置等物件について、当該物件の占有者等の権利を不当に侵害することのないように適切な措置をとることが必要であるが、現場から当該物件を取り除くためにワイヤーやロープ等を切断するなどの必要最小限度の改変行為であれば、許容されるものである。なお、当該物件が道路区域内及び道路区域外にまたがって存在する場合で、道路区域内にある部分と道路区域外にある部分とが一体不可分であるような場合には、当該物件全体を除去することも許容されるものである。

なお、除去前後の状況について、可能な限り写真等により記録しておくこと。

4. 占有者等からの連絡について

違法放置等物件として道路管理者が除去・保管したものについても、その占有者等は遺失物としての届出の有無を警察署に照会することが予想される。今後、そのような照会が警察署にあった場合には、警察署から占有者等に対し、道路管理者へ連絡するよう促すこととされたので、道路管理者は、当該占有者等から連絡があった場合には、返還等のための必要な手続きをとること。

5. 保管場所の確保等について

道路管理者は、違法放置等物件を除去し、又は除去させた場合には、善良な管理者の注意をもって保管する義務を負うこととなる。したがって、道路管理者は、違法放置等物件を保管する場合には、当該違法放置等物件の種類に応じて必要とされる保管場所で、適切な方法により保管すること。ただし、特別の施設を設けなければ滅失・破損するような物件については、これを保管せず、売却してその代金を保管することができる。

6. 公示等について

(1) 公示の方法

イ 違法放置等物件の公示は、当該違法放置等物件を保管した道路管理者の事務所において掲示板等を活用して行うが、同時に出張所にも通知し、問い合わせ等に対応できるようにすること。

なお、道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第19条の6第1項では、掲示期間を保管を始めた日から起算して14日間としているが、この期間を過ぎても、状況に応じて弾力的に掲示を行い、早期の返還に努めること。

ロ このほか、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号。以下「省令」という。）別記様式第5の2に定める様式の保管違法放置等物件一覧簿を道路管理者の事務所に備え付け、閲覧の希望者がある場合には閲覧の用に供すること。

ハ 上記イの公示の期間（14日間）が満了しても、当該違法放置等物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができず、これを返還することができない場合には、特に貴重と認められるものについては、官報への掲載を行うこと。

① ここで、「特に貴重と認められるもの」としては、評価額がおおむね10万円以上であることを一つの目安とする。

② また、官報への公示内容は、名称又は種類、形状、数量、放置又は設置されていた場所、除去した日時、保管した日時、保管の場所、問い合わせ先その他必要と認められる事項とする。

(2) 公示を行う前に、当該違法放置等物件の占有者等に対して返還することになった場合、公示を行わなくても差し支えない。

(3) 公示以外にも、違法放置等物件の速やかな返還を行うため、状況に応じ、通常 の管理体制で可能な範囲で違法放置等物件の占有者等の氏名及び住所を早期に確認するよう努めること。

7. 違法放置等物件の売却等について

(1) 売却できる場合の要件

道路管理者は、その保管した違法放置等物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は3月を超えて保管を行っている場合で、違法放置等物件の評価額に比してその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該違法放置等物件を売却し、その売却した代金を保管することができるが、この場合の考え方は、以下のとおりであること。

イ 「滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき」とは、通常の管理による保管を継続する場合に、物件の価値が著しく減少するおそれがあるときをいうものであり、例えば生鮮食品等が考えられる。

なお、鉄骨等の建設資材等を屋外の資材置場等で保管する場合に、傷みが生じることをもって直ちに滅失・破損するおそれがあるとは認められない。

ロ 「保管に不相当な費用を要するとき」とは、その時点までの保管費用又は手数と当該違法放置等物件とほぼ同質のものを購入するとした場合の評価額を評価し、前者が大きいことが明らかなことをいい、「不相当な手数を要するとき」とは、保管に特別の勤務や人数を必要とする場合をいう。

ハ 違法放置等物件の評価額は、取引の実例価格、当該違法放置等物件の使用年数、損耗の程度等を総合的に勘案して道路管理者が行うこととなるが、必要に応じて古物商等の専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

なお、専門的知識を有する者の意見を聴いた場合の査定料等の費用は、違法放置等物件の占有者等の負担となること。ただし、査定料等の費用は売却に要した費用として法第44条の2第6項により売却した代金を充てることはできない。

(2) 売却の方法

イ 一般競争入札に付すか指名競争入札に付すかは、物件の種類、その評価額、売却手続に要する費用等を勘案して決定すること。

ロ 令第19条の8各号に規定する随意契約による場合とは、具体的には以下のようなものが考えられること。

1号： 入札によったのではその間に物件の価値が著しく減少するおそれがある場合であり、生鮮食品等がこれにあたる。

3号： 例えば、入札の手続に要する費用に比して予定入札価格が低額である場合、その性質上そもそも特定の者に売却し、特定の用途に用いられることが適当な場合等が考えられる。

(3) 廃棄できる場合

道路管理者は、違法放置等物件の買受人がない場合において、その評価額が著しく低いときは、これを廃棄することができるが、この場合、「評価額が著しく低いとき」とは、道路法上違法放置等物件の廃棄を認めた趣旨にかんがみて、当該違

法放置等物件の保管を続けることが明らかにその占有者等の利益に反する場合をいう。

なお、現実に売却手続を経なくても、もし売却をすればそれに要する費用が予定価格を上回ることが明らかである場合には、廃棄することができる。

8. 違法放置等物件の返還について

(1) 占有者等から返還の申出があった場合には、身分証明書、保険証等によりその氏名及び住所を確認し、物件に氏名等の記載があればこれと照合するとともに、物件の種類、形状その他の特徴を申し立てさせ、実物と符合することを確認する等、占有者等であることの確認に万全を期すこと。

(2) 返還に当たっては、除去、保管、売却、公示等に要した費用は占有者等の負担となり、後日連絡するところに従って納付する旨知らせておくこと。同時に、省令別記様式第5の3に定める受領書に必要事項を記入、署名押印させるとともに、今後かかることがないよう指導すること。

なお、占有者等が負担することとなる負担金は公法上の債権であり、法第73条に規定される強制徴収手続きの対象であることから、違法放置等物件の返還と引替えに費用を徴収することは許容されないものであること。

(3) 保管違法放置等物件一覧簿にも返還済みである旨記載し、後日照会のあった場合のために備えておくこと。

9. 車両の取扱いについて

(1) 違法放置等物件には、車両(廃棄されているものと認められるものを除く。)が含まれないものであること。

(2) 道路管理者は、廃棄されたと認められる車両について、法第44条の2の規定による措置をとろうとするときは、あらかじめ車両が放置されていた場所を管轄する警察署長の意見を聴くものとする。

(3) なお、交通上の障害となっている路上放置車両の処理方法については、「交通上の障害となっている路上放置車両の処理方法について」(平成5年3月30日付け建設省道交発第25号建設省道路局道路交通管理課長通知)により示されているところであるのでこれによること。

第2 その他

1. 道路管理者が、改正後の道路法の規定に基づき、違法放置等物件を除去し、保管し、売却し、廃棄するに当たって当該物件が危険物であるとき、次の点に留意すること。

(1) 危険物の取扱いについては、消防法、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則等により種々の規制が行われているので、これらの法令の内容を関係職員に周知徹底しておくこと。

(2) 危険物関係の事故は一旦起こると被害が大きくなりがちであるので、その取扱いに当たっては、保安に万全を期すこと。

2. 道路の占用に関する沿道住民等の意識の向上を図るため、積極的にPR活動を実施すること。

3. 「道路法の一部改正について」（平成3年11月1日付け建設省政発第60号）の「第2 違法放置物件に対する措置について（法第44条の2関係）」、並びに「第4 その他」第1項本文中「違法放置物件を除去し、保管し、売却し、廃棄し、また」及び同項本文中「当該物件が危険物であるとき、あるいは、」は削除する。

4. 本通知は、平成28年9月30日から施行することとする。